

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十二月二十一日奈良県指令高土第三四一―一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年二月十六日高土第一〇三四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市土庫一丁目五六〇番四及び五六〇番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町五九一番地の一

太田喜博

三重県名張市さつき台一番町二一―四番地二

米田清

一 許可番号

令和四年八月二日奈良県指令高土第三三―三二二号

令和五年二月十五日奈良県指令高土第三三―三二一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年三月十日高土第一〇三五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市當麻元大橋方七九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府羽曳野市野々上二丁目三一―番三号

株式会社大黒ホーム 代表取締役 堀内一成